

## 道路使用許可に係る特例措置メモ(P)

・区域会議は、事業者等の要望を受け、遠隔操作又は自動運転により走行させることができる自動車の実証実験に係る区域計画を定める。区域会議は、事業者の実証実験の計画が区域計画の範囲内であることを確認し、その範囲内であると認められる場合は、道路交通法第 77 条第 1 項に定める道路使用許可に係る警察署長の許可を受けたものとみなす※。

※認定された区域計画の範囲内であれば、「遠隔型自動運転システムの行動実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」(平成 29 年 6 月警察庁)に係る審査の全項目を省略。

・区域計画の策定においては、警察庁との協議・同意を必要とする。

・区域会議のもとに 調整会議 を設け、内閣府、地方自治体のほか、警察庁・都道府県警・警察署長がオブザーバーとして参加する。また、監視・評価委員会(安全専門家など参加)も参加して、区域計画を検討する。

・区域計画において、事後的な措置を設ける。具体的には、実証実験に問題が生じた場合に、機動的に区域会議を開催して実証実験を停止する。